

栃木県営水力発電所（川治第一発電所ほか6箇所）の電力受給に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、栃木県（以下「県」という。）が所有する川治第一発電所ほか6箇所の電力受給契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めたものである。

2 概要

(1) 用語の定義

- 買受人 : 本受給契約を締結する者
電力受給（受給） : 県から買受人に電気を供給すること
電力需給（需給） : 買受人から県に電気を供給すること
買取価格 : 電力受給の価格
供給価格 : 電力需給の価格

(2) 電力受給

県は、「栃木県営水力発電所（川治第一発電所ほか6箇所）の電力受給に係る仕様書（以下「受給仕様書」という。）により、買受人に電力受給を行う。

ア 対象発電所の概要

発電所名	所在地	発電方式	最大出力(kW)
川治第一発電所	日光市川治温泉川治字元湯117	ダム水路式	15,300
川治第二発電所	日光市藤原字立原 国有林8-II 林班ロ ₁ 小班	ダム水路式	2,600
板室発電所	那須塩原市板室896	ダム水路式	16,100
足尾発電所	日光市足尾町3382-1	ダム水路式	10,000
東荒川発電所	塩谷郡塩谷町大字上寺島1617	ダム式	600
木の俣発電所	那須塩原市百村字深山3092-57	水路式	3,600
小網発電所	日光市藤原字小網地先	ダム式	130

イ 契約期間

契約締結日から令和13（2031）年3月31日まで

ウ 電力受給期間

令和8（2026）年4月1日0時から令和13（2031）年3月31日24時までの5年間
ただし、小網発電所については、固定価格買取制度（FIT）適用終了後の令和10（2028）年8月1日0時から再FIT改修開始前までの令和11（2029）年3月31日24時（予定）までの期間とする。

(3) 県企業局施設への電力需給

買受人は、「栃木県今市発電管理事務所等の電力需給に係る仕様書」（以下「需給仕様書」という。）に示す県企業局施設へ次の条件で電力を供給するものとする。

- ア 対象設備及び予定使用電力量等
需給仕様書のとおり
- イ 電力需給期間
(2) ウ 電力受給期間と同期間とする。
- ウ 環境価値
買受人は環境価値の付与された電力を供給する。
なお、30分同時同量は求めない。
- エ 電気料金の相殺
栃木県営発電所の電力受給との相殺は行わない。電力受給と電力需給それぞれで精算を行うものとする。

3 参加資格

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (2) 令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度において、小売電気事業者として電気の販売実績が「受給仕様書 4売電電力量」に示す契約期間平均目標売電電力の149,000MWh以上あり、かつ、栃木県内における電気の販売実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加申込の受付開始日から審査結果の通知の日までの期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き又は民事再生法（平成11年度法律第225号）の規定による民事再生手続きをしている者ではないこと。
- (6) これまでに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法に基づき国から事業者名を公表された者ではないこと。
- (7) 法人税、消費税及び栃木県に納税義務を有する場合は県税に未納がないこと。
- (8) 栃木県暴力団排除条例（平成22年条例第30号）に規定する暴力団員又は暴力団員等、暴力団経営支配人等又はこれらの者と密接な関係を有する者と認められる者ではないこと。

4 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) この要領に定めた参加資格が備わっていない場合
- (2) 参加申込書及び提案書等（以下「応募書類」という。）の提出方法、提出日等がこの要領に適合しなかった場合
- (3) 応募書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- (4) 買取価格が県の設定した最低価格（非公表）を下回る提案であった場合
- (5) 地域貢献の提案がなかった場合

(6) その他不正な行為があった場合

5 参加申込書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

- | | | |
|------------------|---|---------------|
| ア 参加申込書兼誓約書(様式1) | } | 正本1部 |
| イ 事業者の概要(様式2) | | |
| ウ 別表1に定める書類 | | |
| エ 事業提案書(様式3~6) | | |
| | | 7部(正本1部、複写6部) |

(2) 提出期限

- 上記ア~ウ 令和7(2025)年8月5日(火)17時まで
上記エ 令和7(2025)年8月18日(月)から令和7(2025)年8月29日(金)
17時まで

(3) 提出先

「13 提出・問い合わせ先」(以下「提出先」という。)へ提出すること。

(4) 提出方法

持参(平日9時から17時まで(正午から13時までを除く。))又は書留郵便(提出期限内必着)に限る。

(5) 参加資格通知

参加資格の有無を令和7(2025)年8月8日(金)までに書面により通知する。
なお、参加資格を有すると通知を受けた者(以下「参加資格者」という。)には、次の書類を提示する。

- ア 令和6(2024)年度発電側課金の支払額
イ 県の容量確保契約金額(令和8(2026)年度から令和10(2028)年度まで)(希望者)

(6) 参加辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、事前連絡の上、参加辞退届(様式8)を令和7(2025)年8月25日(月)17時までに提出先へ郵送又は持参すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限等

- 受付期限 令和7(2025)年7月25日(金)17時まで
回答期日 令和7(2025)年8月1日(金)

(2) 提出方法

質問書(様式7)により電子メールで提出すること(電子メールは「13 提出・問い合わせ先」のとおり)。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、回答期日までに県ホームページに掲載する。

7 一次選考の実施

- (1) 参加資格者が多数の場合は一次選考を行い、5者を選定する。一次選考を通過した参加者のみプレゼンテーションに参加することとする。
- (2) 選考方法は、参加資格者から提出された事業提案書を別紙「審査基準」の下記評価項目について審査の上、評価点が高い5者を選定する。

【一次選考評価項目】

- 1 買取価格
 - 3 小売電気事業者の経営の安定性
 - 5 供給価格
- (3) 一次選考で5者を選定されなかった者については、9月上旬に文書で通知する。

8 プレゼンテーションの実施

- (1) 日付
令和7（2025）年9月16日（火）（予定）
- (2) 場所
栃木県庁北別館1階会議室101・102（予定）（栃木県宇都宮市戸祭元町1-25）
- (3) 時間
1事業者あたり30分程度（説明20分、質疑10分）
- (4) 内容
 - ア プレゼンテーションは、提出した事業提案書に基づき行うこと。
なお、プロジェクター及びスクリーンは県が用意する。
 - イ プレゼンテーションに参加する人数は3名以内とする。
 - ウ プレゼンテーションの日時、場所等は9月上旬に参加資格者へ通知する。
 - エ 災害等により予定どおり実施できない場合は、日程の変更をすることがある。
また、状況によりリモートによる開催とする場合がある。

9 審査方法等

- (1) 県が別に定める委員により構成された選定委員会が、参加資格者から提出された事業提案書を別紙「審査基準」に基づき審査の上、最も評価点が高い事業提案書を提出した者を契約の相手方とする者（以下「契約候補者」という。）を選定する。
- (2) 参加資格者が1者の場合は、総合的に評価し契約候補者としての適否を判断する。
- (3) 選定委員会は非公開とし、結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (4) 審査結果は、各参加資格者へ文書で通知する。
また、下記項目について県ホームページに公表するものとする。

【公表事項】

- ① 契約候補者の名称、評価点
- ② ①以外の参加者数及びそれぞれの評価点
※参加者が2者の場合、次点者の評価点は公表しない。

10 電力受給に関する契約締結

- (1) 契約候補者は県と契約締結に向けた手続を行うものとする。
- (2) 契約候補者と契約条件等で合意に至らなかった場合又は契約候補者が「4 失格事項」に抵触し、失格となることが契約締結前に判明した場合は、その者との契約手続は行わず、次点者と契約締結に向けた手続を行う。
- (3) 契約保証金として、電力受給契約金額（買取価格×契約期間中の目標売電電力量（744,558MWh（5年間））＋消費税等相当額）の100分の10に相当する金額以上を契約締結時に県に納入するものとする。ただし、栃木県公営企業財務規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第6号）第130条の2の規定のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (4) 栃木県競争入札参加資格を有していない契約候補者については、契約締結時までに栃木県の競争入札参加資格を取得するものとする。
なお、新たに競争入札参加資格者に登録する場合、申請受付から決定まで40日程度要するため留意すること。

11 日程

- | | |
|--------------------------------------|--|
| (1) プロポーザル実施要領等の公表
(参加申込書、質問受付開始) | 令和7（2025）年7月15日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 令和7（2025）年7月25日（金）17時まで |
| (3) 質問回答 | 令和7（2025）年8月1日（金） |
| (4) 参加申込書提出期限 | 令和7（2025）年8月5日（火）17時まで |
| (5) 参加資格確認通知 | 令和7（2025）年8月8日（金） |
| (6) 事業提案書提出期間 | 令和7（2025）年8月18日（月）～
令和7（2025）年8月29日（金）17時まで |
| (7) 事業提案書確認通知及び
プレゼンテーション日時通知 | 令和7（2025）年9月上旬 |
| (8) プレゼンテーション実施 | 令和7（2025）年9月16日（火）（予定） |
| (9) 審査結果通知 | 令和7（2025）年9月下旬 |

12 その他

- (1) 本公募参加に係る諸費用は、全て参加申込者の負担とする。
- (2) 応募書類は返却しないものとする。
- (3) 応募書類は、審査作業等に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における応募書類の再提出及び差し替えは原則認めない。ただし、記述の誤り等で審査に影響がない部分については、認める場合がある。
- (5) 県の都合により、この公募を変更、中止する場合がある。
- (6) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加申込者に帰属するものとする。ただし、第三者から開示請求があった場合、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）により取扱いを決定する。

また、記載内容の開示の可否については、参加申込者に対し意見を求めることがある。

13 提出・問い合わせ先

栃木県企業局電気課 管理担当 池澤・小窪

〒320-0031 栃木県宇都宮市戸祭元町1-25 栃木県庁北別館 1階

電話：028-623-3833

E-mail：kigyo-denki@pref.tochigi.lg.jp

別表 1

提出書類	提出書類の詳細・注意事項等
登記事項証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの
小売電気事業者の登録を証するもの	
令和5年度及び令和6年度の電気の販売実績を証するもの（全国及び栃木県内の販売実績が分かる資料）	発受電月報等
納税証明書	国税及び県税について滞納がないことを証する、提出日前3か月以内に発行されたもの
財務諸表（事業報告書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）	直近2会計年度分

審査基準

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
1 買取価格	<ul style="list-style-type: none"> ・料金体系 ・買取価格（税抜） ※県が設定する最低価格（非公表）を下回る場合は失格とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な収益を確保できる料金体系及び買取価格か。（換算買取価格が最も高い者を50点（満点）とする。） (1) 料金体系による買取価格の換算式 $\text{換算買取価格 (A)} = (\text{買取価格 (円/kWh)} \times \text{基本料金分割合 (\%)}) + (\text{買取価格 (円/kWh)} \times \text{従量料金分割合 (\%)} \times 90 (\%) (\text{※①}))$ (2) 換算買取価格による点数算定 $\text{得点} = \text{配点 (50点)} - (\text{最高換算買取価格 (A')} \text{からの減少率} \times 0.5) \quad (\text{小数第2位切り捨て})$ $\text{減少率} = \frac{\text{最高換算買取価格 (A')} - \text{換算買取価格 (A)}}{\text{最高換算買取価格 (A')} (\text{※②})} \times 100$ ※① 濁水等を見込んだ補正率 ※② 最高換算買取価格：全参加者の提案した換算買取価格のうち最高額	50
2 地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・電気の地産地消に関する取組 ・栃木県の施策推進に寄与する取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県内における電気の地産地消を推進できる提案か。 ・栃木県の施策への貢献が期待できる提案か。 	40
3 小売電気事業者の経営の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況の健全性 ・事業遂行の確実性 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況は健全かつ安定的であるか。 ・栃木県内における小売販売実績が十分にあるか。 	15
4 栃木県電気事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の保守管理向上に資するものや職員向け技術研修等 	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県電気事業施設の保守管理向上や職員の技術力向上につながる提案か。 	10
5 供給価格	<ul style="list-style-type: none"> ・供給価格（税抜） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業局施設への電力供給価格が安価であるか。（供給価格が最も低い者を5点（満点）とする。） $\frac{\text{県が定めた最高価格 [非公表]} - \text{供給価格}}{\text{県が定めた最高価格 [非公表]} - \text{最低供給価格} (\text{※①})} \times 5 \quad (\text{小数第2位切り捨て})$ ※① 最低供給価格：全参加者の提案した供給価格のうち最低額	5
合計			120